

国住生第206号
平成19年10月16日

金融庁監督局長 西原 政雄 殿

国土交通省住宅局長 和泉 洋人

建築確認・建築着工減少の影響を受ける中小企業に対する金融の円滑化について

本年6月20日に、構造計算書偽装問題の再発防止等を図るため、確認検査の厳格化に係る各般の措置を内容とする改正建築基準法が施行されたところであります。しかしながら、改正内容について設計者、建築確認審査担当者等の関係者が熟知していないこと、行政実例が蓄積されていないこと等から、建築確認等の手続が大幅に遅延し、建築着工の激減を招いているところであります。

これに対し、当省としては、各種情報の提供等を講じることにより、改正法の施行の円滑化に努めているところです。

また、この影響を受け、大工・工務店や建築資材関連事業者など関連中小企業等への資金繰りなどの経済的影響が懸念されていることから、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、関連中小企業者の経営上の相談に応じる体制を整えるとともに、影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融機関において、セーフティネット貸付を利用可能とする、返済猶予等既往債務の条件変更について実情に応じて対応するといった措置を講じたところです。

つきましては、貴職におかれでは、建築確認・建築着工減少により資金繰りに影響を受ける健全な中小企業向けの資金の円滑な供給につきご配慮いただくとともに、貴職から各金融関係団体に対し本趣旨を周知徹底していただくよう対応方よろしくお願ひいたします。